

医療機関・高齢者施設等向け

# 手指消毒用エタノールが簡単・迅速に購入できるようになりました！

通常の入手ルートのほか、当サイトもご活用いただき、新型コロナウイルス感染症対策に備えていただきますようお願いいたします。

## 購入から受取までの流れ（※初回利用時のみ登録）

### 手順① 登録

購入専用サイトで新規登録  
（施設名、住所、電話番号、メールアドレス、業種等  
を入力・選択）

- ※購入専用サイトがご不明な場合は、自治体等にお問い合わせ下さい。
- ※登録手続きにかかる時間は10分程度
- ※1度ご登録いただきましたら、今後の登録手続きは不要



### 手順② 購入

1. 購入専用サイトから、製品案内メールを送信  
※不定期：月1～2回を予定
2. 購入する場合は数量を入力  
※不要な場合は、購入手続きを行わないようお願いいたします。



### 手順③ 受取

- 5営業日程度で製品が届きます。
- ※口座振込、郵便振込、カード決済、コンビニエンスストア決済等により支払い



※ 手指消毒用エタノールについては、全体として、5月は昨年月平均比約6倍の増産が行われており、商品は十分に用意できる見込みです。

## （参考：購入専用サイトの利用対象業種）

感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関  
新型コロナウイルス確定患者を受け入れているための病床を確保した医療機関  
重症度が高い患者が入院する医療機関

在宅の医療的ケア児（人工呼吸・気管切開患者）  
在宅の医療的ケア児（それ以外）  
その他在宅の人工呼吸・気管切開患者

その他消毒用アルコールの不足により、直ちに生命の危機が生じる可能性のある機関  
その他医療機関（病院）  
その他医療機関（診療所）  
その他医療機関（歯科医院）

### 薬局

高齢者施設（施設系・居住系サービス）  
高齢者施設（訪問系サービス）  
高齢者施設（通所系サービス・その他）

障害者施設（重度の障害児者が利用する入所系・居住系・通所系サービス）  
障害者施設（重度の障害児者が利用する訪問系サービス）  
障害者施設（その他）

### 救護施設

児童施設（保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、児童養護施設等）  
病児保育事業所

軽症者対応のホテル

自治体備蓄用

※利用対象となるか不明な場合は、自治体までご相談ください。

事務連絡  
令和2年7月2日

各 { 都道府県 }  
      { 指定都市 } 介護保険担当主管部（局）御中  
      { 中核市 }

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高 齢 者 支 援 課  
振 興 課  
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の  
請求（7月提出分及び8月提出分）の取扱いについて（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2年17日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等のため、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について柔軟な対応をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じるものも想定されるところです。

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求等の事務については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分）の取扱いについて（依頼）」（令和2年3月5日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（5月提出分及び6月提出分）の取扱いについて（依頼）」（令和2年5月1日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）により連絡したところですが、令和2年7月提出分及び8月提出分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、貴管内市町村、介護サービス事業所等、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の関係者に対し、適切に周知いただくとともに、対応に遺漏なきようよろしくお願い致します。

記

○ 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年6月サービス提供分(7月提出分)及び7月サービス提供分(8提出分)に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常請求期日(サービス提供の翌月10日)後に請求することが可能である。このような場合においては、原則、請求期日までに事業所所在の国保連に連絡すること。

2 介第 178 号  
令和 2 年（2020 年）6 月 19 日

高齢者福祉施設・事業所管理者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく 感染防止策の徹底等について（要請）

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では 6 月 17 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添「長野県としての対応について（6 月 19 日～7 月 9 日）」のとおり、法第 24 条第 9 項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について要請を行うこと等を決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

#### 記

## 1 要請内容

### （1）感染防止策の徹底の継続

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 5 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和 2 年 5 月 11 日付け厚生労働省こども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等を踏まえ、引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

## 2 協力を依頼する事項

### （1）東京都との往来への慎重な対応

東京都においては、新規感染者数が比較的高い水準にあるため、引き続き往来に際して、慎重な対応を行っていただき、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行っていただくようお願いします。

### 3 その他

#### (1) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、概ね3週間毎に、段階的に規模要件を緩和することとしておりますので、開催に当たっては、適切な感染防止策を実施いただくとともに、基準を遵守いただくようお願いします（別添「長野県としての対応について（6月19日～7月9日）」の5（3）を参照。）。

#### (2) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、イベントの開催に当たっては、別紙の「【参考】イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について」を参考に、名簿を作成し、連絡先等を把握しておくようお願いします。

担 当	健康福祉部介護支援課サービス係、施設係 (課長) 篠原 長久 (担当) <u>山本 哲也</u> 、奥原 清恵
電 話	026-235-7121、7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

# 長野県としての対応について（6月19日～7月9日） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和2年6月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 現状・基本認識

本県においては、5月13日以降、新規感染者は確認されていない。また、これまで往来について慎重な対応をお願いしていた6都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県）についても、東京都を除いて、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を下回るなど、感染状況は落ち着いてきている。

ただし、新型コロナウイルス感染症のリスクは、いまだに存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。また、第2波・第3波に備えて、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、経済活動を感染リスクの低いものから順次再開し、県内経済の再生を図るとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立する取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、6月19日から7月9日までの対策においては、以下の3点を重点として進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

## 2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

### (1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

これらの感染を防止するための行動については、当県へ来訪した方に対しても周知を図り、実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

## (2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、感染拡大が生じた場合は、往来に際して、慎重な対応を行うよう県民に呼びかける。

現在、東京都においては新規感染者数が比較的高い水準にあるため、引き続き往来に際して慎重な対応を行い、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行うよう呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

## (3) 新型コロナ対策手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

## (4) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

〔各部局〕

## (5) 「新型コロナ対策推進宣言の店」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

## (6) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

「新しい生活様式」に適応した事業形態の転換を促進するため、飲食店や観光・宿泊施設等の感染防止対策の取組や、宅配・テイクアウト等の業態変更、経営の多様化等を支援する。

〔産業労働部・営業局・観光部〕

## (7) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕



#### (8) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

#### (9) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

### 3 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組《重点2》

#### (1) 医療提供体制の確立

県として、500人規模の感染者を想定する中で、300人以上の患者受入が可能な病床を確保し、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。あわせて、重症者の受入体制の充実を検討する。

また、200人以上の軽症者及び無症状者の受入れ可能な宿泊施設稼働のための準備作業を着実に進めるとともに、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。

〔健康福祉部〕

#### (2) 検査体制等の拡充

簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

#### (3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールド

ドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築するとともに、介護現場において、感染者が発生した場合に備え、バックアップ体制の整備に向けた協力を介護施設に要請する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### (4) 「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### (5) 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の制定

新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置等について条例を制定し、県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な生活を確保する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

### 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点3》

社会経済活動の再開を段階的に進めるため、「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を策定する。(詳細は別紙のとおり)

#### (1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応(Withコロナ)フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ(ワクチン等開発後)」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

#### (2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

### (3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

〔産業労働部〕

### (4) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

### (5) With コロナ時代を見据えた観光産業振興に向けた取組

地域の関係者が協働して行う観光振興のための事業に対する支援や、県民を対象としたふっこう割、県民向け宿泊割引・観光地クーポン券発行事業を活用し、地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

これと並行して、全国の感染状況を注視しながら、6月中旬以降に近県から、7月以降は首都圏等を含めた全国に対するPR活動を実施し、県外客向けの宿泊割引や日帰り旅行クーポン事業の実施と併せ、県外からの観光誘客を進めるとともに、国の「Go to キャンペーン」と連動した連泊促進クーポン事業や小規模宿泊施設のための割引事業を行うなど、観光振興のために切れ目のない対策を講じていく。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代を見据えた長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

### (6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

### (7) 農家等への影響を最小限にする取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

特に需要が低迷している県産花きの活用キャンペーンや、牛肉、牛乳等の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

**(8) 地域の支えあいによる消費の促進**

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

**(9) 相談支援体制の強化**

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさほ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

**5 その他重要な事項**

**(1) 県立学校についての取扱い**

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

**(2) 県有施設についての取扱い**

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

**(3) 県主催イベントの取扱い及び民間主催のイベントに対する要請**

県主催イベント等については、下記の基準によるとともに、民間が主催するイベント等についても、基準を遵守するよう要請する（特措法第24条第9項）。

また、必要に応じて参加者名簿の作成による連絡先等の把握について主催者に働きかける。

※イベント開催の目安

【6月19日～7月9日】

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を

求める。(プロスポーツ等は無観客開催を要請)

【7月10日～7月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

〔各部局〕

(4) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、今後、各地で感染拡大が生じた場合、当該地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に取り組む。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。

感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう。

- 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い）を徹底しましょう。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の健康チェックを欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょ。また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょ。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗浄**を行いましょ。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の**分散等**を推進ましょ。
- お客様に**咳エチケット**や**手指の消毒**を呼びかけましょ。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**ましょ。

# 社会経済活動再開に向けたロードマップ



※このロードマップは、本県及び全国の感染状況が落ち着いた状況であることを前提としています。感染拡大が生じた場合は、自粛の要請等の措置を講じる場合があります。



フレッシュ情報 令和2年7月5日号

## 管内保健医療福祉関係者等研修会(感染症対策)の開催について

長野市保健所健康課

平素、本市の保健福祉行政に格別なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

疾病構造の変化及び市民のニーズの多様化・高度化に対応した地域保健活動の推進を図り、市民への健康の保持・増進に寄与するため、保健医療福祉関係者研修会を下記のとおり開催します。

御多用中とは思いますが、御参加くださいますようお願いいたします。

## 記

- 1 日 時 令和2年7月29日(水)、30日(木)、31日(金)  
 午前の部 10時～11時50分 午後の部 13時30分～15時20分

※感染予防のため、下記の日程でご参加いただくよう御協力をお願いします。

7月29日 (水)	午前	施設関係者(第一・第二・浅川・芋井・三輪・吉田・若槻・戸隠・鬼無里地区)
	午後	施設関係者(豊野・古里・柳原・長沼・安茂里・七二会・古牧・朝陽・大豆島)
7月30日 (木)	午前	施設関係者(第三・第四・第五・芹田・信州新町・中条地区)
	午後	学校関係者
7月31日 (金)	午前	施設関係者(川中島・更北・篠ノ井・信更・松代・若穂・大岡地区)
	午後	保育園・幼稚園関係者

- 2 場 所 長野市保健所 2階 会議室A・B

## 3 内 容

- (1) 講演(午前の部 10時40分～11時50分、午後の部 13時35分～14時45分)

「施設における感染予防

～新型コロナウイルス感染症拡大防止のために～」

講師 感染症認定看護師

- (2) 情報提供(午前の部 10時05分～10時35分、午後の部 14時50分～15時20分)

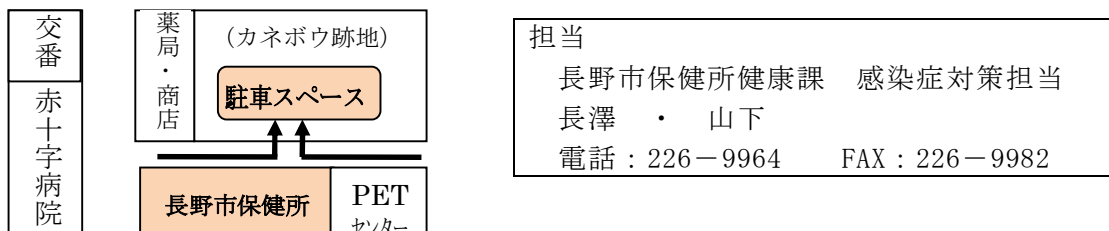
「新型コロナウイルス感染症の保健所における体制について」

担当 長野市保健所健康課 感染症対策担当 保健師

- 4 出席者 保健医療福祉に従事する関係者等 各施設1名(マスク着用)

- 5 申し込み 別紙により、参加者氏名を 7月17日(金)までに長野市保健所健康課へ御連絡ください(必ず事前申し込みをお願いします)。

- 6 駐 車 場 長野市保健所北側のカネボウ跡地を御利用ください。



別紙 (送信票不要)

(FAX様式)

令和2年7月 日

「7月・管内保健医療福祉関係者等研修会」 参加申込書

長野市保健所健康課  
感染症対策担当 山下 行  
(FAX 026-226-9982)

施設名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話) \_\_\_\_\_

管内保健医療福祉関係者研修会に、下記のとおり出席します。

\*参加される日程、時間帯に○、必要事項をご記入ください。

日程	7月29日(水)		7月30日(木)		7月31日(金)	
時間	午前	午後	午前	午後	午前	午後

所属	職名	氏名	備考 (連絡先)

\* 7月17日(金)までに、御報告をお願いします。

◎講師への質問がありましたら、お知らせください。